

1 学校におけるいじめ防止等の対策に関する基本的な方針

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を伸ばし、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことを未然防止の基本とする。

- (1) 児童の豊かな情操と道徳心、心の通う対人交流能力を培い、互いを認め合い「いじめは、絶対に許さない」という学級風土・学校風土をつくっていく。
- (2) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (3) 発達段階に即した確かな児童理解や教育相談、全職員による一貫性のある組織的な指導を重視し、これにかかる研修を通していじめの未然防止・早期発見に努める。
- (4) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの未然防止・早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導に当たる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策に関する組織「いじめ対策委員会」の設置

- (1) **ねらい** いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等の措置を実効的に進める。いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- (2) **構成** 校長・副校長・生徒指導主事・教務主任・養護教諭・当該担任等（必要に応じて教育相談員等の外部関係者）
- (3) **運営** 必要に応じて開催する。生徒指導主事が進行する。

3 学校におけるいじめ防止等に関する具体的な対策

(1) いじめの未然防止

ア いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

(ア) 学習指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」を目指し、学びに向かう集団作りに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- ・どの子にも分かりやすい授業づくり

【授業づくりの配慮例】特別支援教育の視点から

- a 教室前面の簡素化と見やすい板書づくり
マーク・色の活用、文字の大きさ・行間の工夫 など
- b 見通しが持てるようにする
授業の流れの予告、めあて・課題・まとめの板書での明示 など
- c 視覚的に示す
簡単な言葉で目につきやすい場所への掲示、イラストカードの活用 など
- d 話し方を工夫する
指示は簡潔に、具体的な表現（「ちゃんと」「しっかり」等は分かりにくい）、
1文1動詞で話す（例「一つ目は～します。二つ目は～します」） など

e 肯定的に評価する

具体的指導（「こう言えばよかったと思うよ」「〇〇すればできるよ」など）、

f 追い詰める問い方をしない（「何をする時間ですか」ではなく「〇〇の時間ですよ」など）

(イ) 道徳教育の充実

- ・全教育活動を通じた道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳的実践力を育成する。

(ウ) 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。

(エ) その他

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。

イ いじめの未然防止のための職員の意識高揚及び指導力向上

(ア) 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう不適切な言動に注意する。

(イ) いじめの未然防止に係る職員会議での情報交流や校内研修会での事例研修等を実施する。

ウ いじめの未然防止のための保護者・地域との連携

(ア) 保護者・地域に対して、「学校いじめ防止基本方針」について知らせ、いじめに係る相談や質問を遠慮なく寄せてもらうよう依頼する。

(イ) 家庭におけるインターネット等の情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめを早期に発見するためには、学級担任、担任外等全教職員により、日常的に注意深く観察すると共に、積極的・定期的な調査等により情報の収集に努める。

ア 教師による日常の観察

日常的な一人一人への声かけや昼休み等授業時間外での児童の人間関係の観察

- ・交友関係の変化
- ・体調の変化や表情の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・欠席状況、遅刻・早退の状況
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・金銭の使い方の変化
- ・保健室への訪問回数 等

イ 児童や保護者・地域住民等からの訴えや調査

(ア) 児童

- ・児童と教職員の豊かな人間関係の構築やいじめについて「話す勇気」の指導
- ・毎月1回学校生活アンケート(別紙)を実施し、早期予防・早期発見・早期解決に努める。
- ・いじめ等児童の悩みのアンケート調査実施(年3回:6月・11月・2月)
※いじめアンケートや調査メモ等の記録は**5年間保存**する。
- ・Q U調査と教育相談の実施(年2回:6月・11月)
- ・児童の相談記録等、情報の教職員による共通理解と共有

(イ) 保護者や地域住民等

- ・保護者や地域住民と教職員との強固な信頼関係の構築

(3) いじめの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、組織的に対応する。

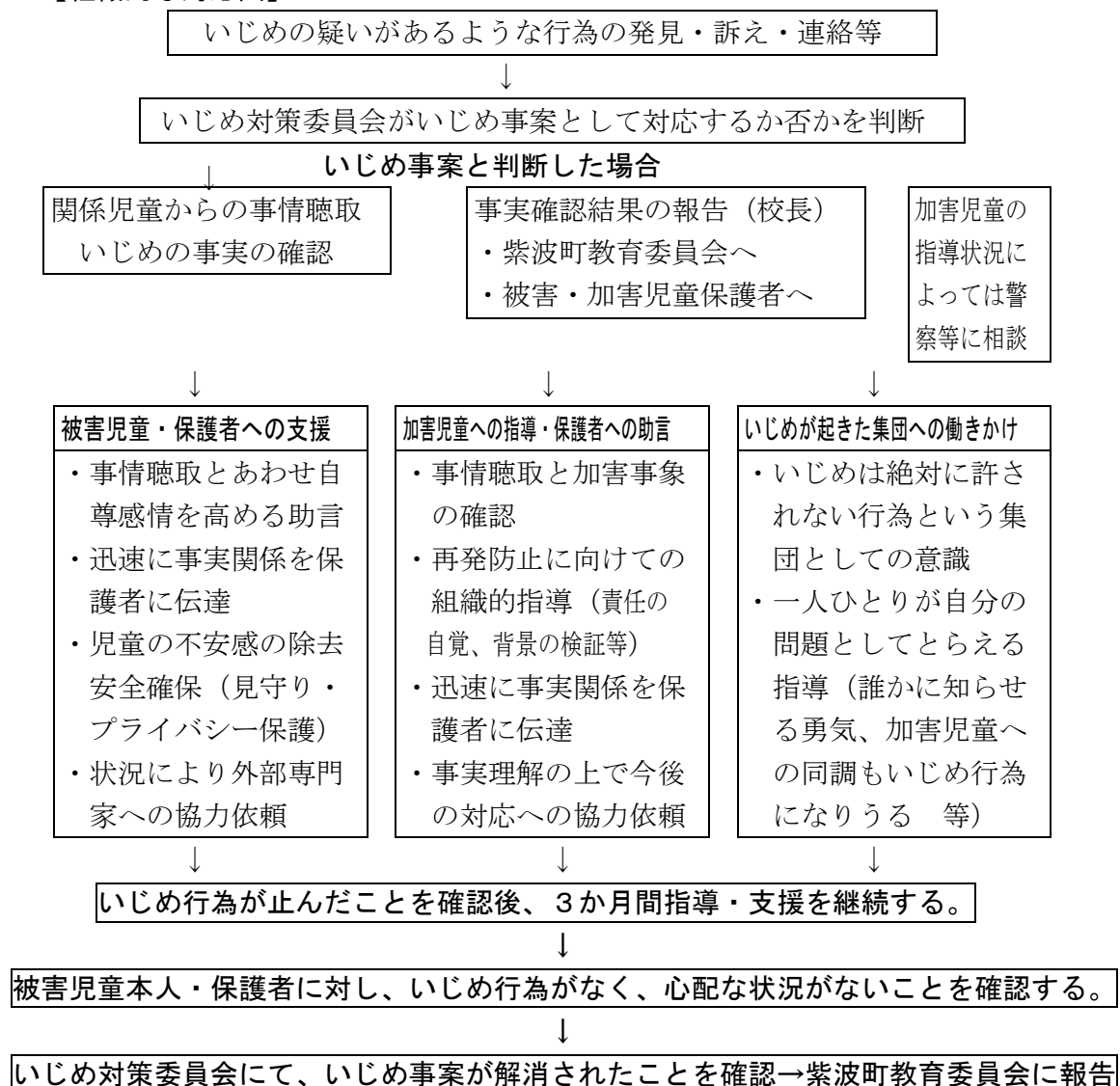
ア いじめの認知と初期対応

- (ア) いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
 - ・いじめのサインに気付いた場合、秘密の厳守を約束して教育相談を行うと共に主に担任が精神的な支えになる。
 - ・訴えがあった場合は共感的に理解すると共に、基本的には本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。保護者のから訴えに対しては複数の教師で対応する。
- (イ) 「いじめ対策委員会」を立ち上げ、初期対応の方針を決定する。
- (ウ) いじめられている児童及びその保護者へ対応方針を説明する。
- (エ) 事実関係を明確にする調査
- (オ) 初期支援（指導）

イ 二次（長期）対応

- (ア) 情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- (イ) 関係児童の心のケア
- (ウ) 保護者への報告と支援・助言
- (エ) 再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

【組織的な対応図】



ウ 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合等、重大事態だと判断した場合には以下の通り対応する。

- (ア) 重大事態が発生した場合は、速やかに紫波町教育委員会に報告する。また、教育委員会の指導・助言のもと、必要がある場合は警察等の関係機関に相談する。
- (イ) 紫波町教育委員会と協議の上、本校のいじめ対策委員会を中心に、外部の専門家も加え当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記組織を中心として、紫波町教育委員会と連携しながら事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係その他必要な情報について、経過を含め、適時適切な方法によりその説明に努める。
- (オ) 当該児童及びその保護者の意向に十分配慮した上で、保護者説明会等により適時適切に全ての保護者に説明すると共に、解決に向け協力を依頼する。
- (カ) 再発防止案をまとめ、学校組織全体で着実に実行する。